

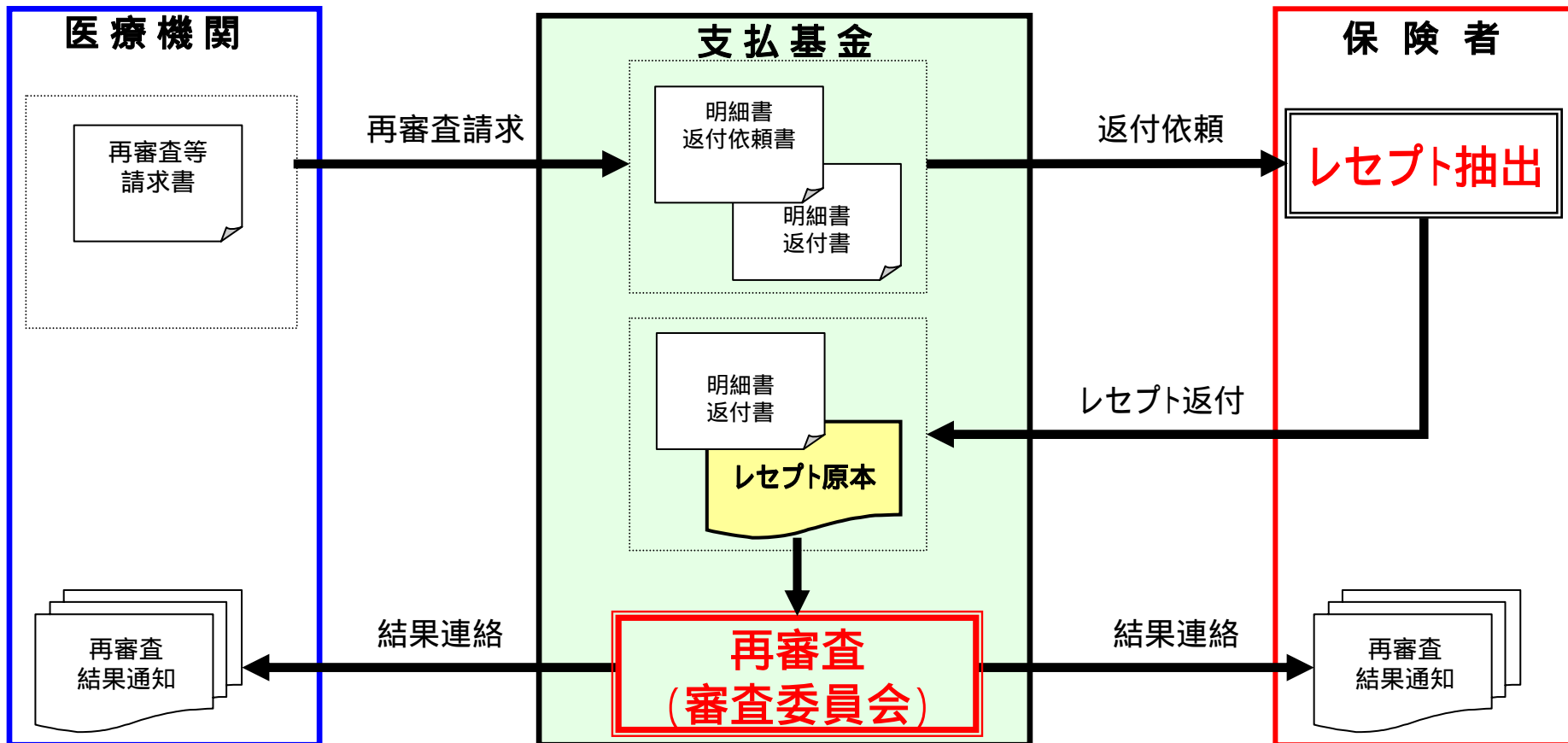


# 医療機関からの再審査請求に対する 処理の改善について

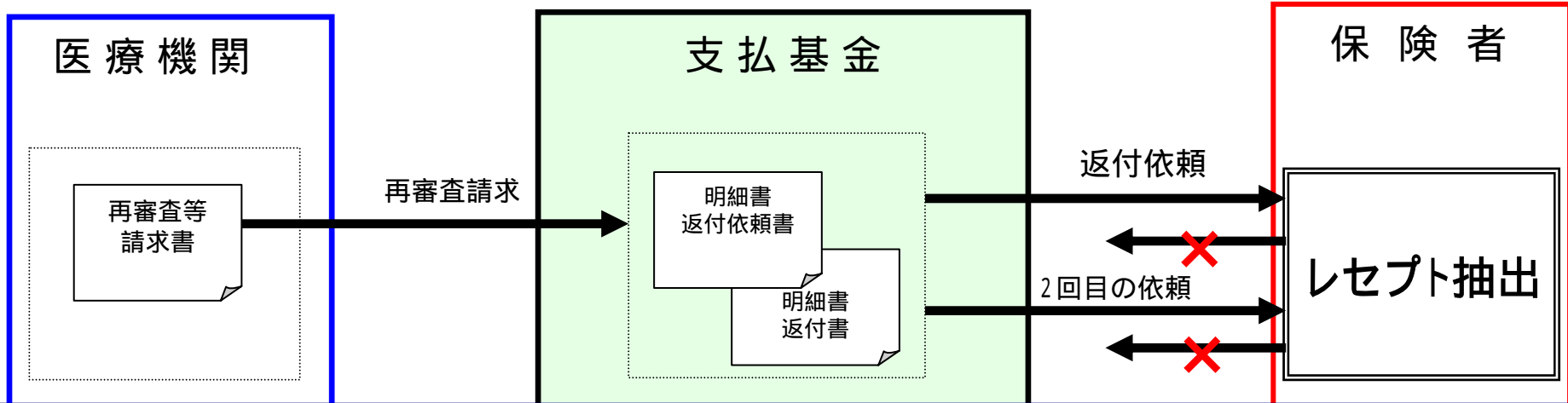
---

# 医療機関からの再審査請求に係る処理

支払基金からレセプト返付のための依頼文書を保険者へ送付し、**再審査の対象となるレセプト**を保険者から取り寄せた上で再審査処理をする



# ところが、保険者からレセプトが返付されない場合も・・・



## 保険者からレセプトが返付されない理由

過去のレセプトは、倉庫に保管しているのが大変  
被保険者等の高額療養費を支払うための証拠書類としてレセプトを保管  
など

## 支払基金としての問題

再審査することが出来ずに、**長期にわたり未処理**となる  
医療機関から再審査の照会を受けても、**説明責任**が果たせない



## 医療機関からの再審査処理を迅速に対応するための改善

### 改善する内容

いまでも医療機関からの再審査請求については、  
明細書返付依頼書の回答が「当該明細書抽出不能の  
ため写による処理を了承する」旨の場合  
「写しレセプト」で再審査していますが、**さらなる改善策として、**  
2回目の明細書返付依頼書を送付後、2か月を経過し  
ても保険者からレセプトの返付等の回答が得られない場合  
も「写しレセプト」で再審査を行います。

平成22年4月以降、医療機関から再審査請求があったもの  
から、この取扱いの対象とします。

# 「写しレセプト」による再審査処理の流れ

